

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

協議項目	9. 一般職員の身分の取扱い	協議細目	
調整方針	<p>(案) 洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村の一般職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて関市の一般職員として引き継ぐものとする。 洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村の一般職員の身分の取り扱いについては、関市の一般職員との均衡に配慮し、取り扱うものとする。 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p>		
項目	参 考 資 料		
	<p>資料は、第4回合併協議会(8月19日)に提出済み。(P10~P13)</p>		